

一般競争入札実施要領

1. 入札参加資格者

次の(1)～(5)のいずれにも該当しない者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- ④ 一般競争入札に参加しようとする者で次のいずれかに該当すると認められるものは、3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 買受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止法に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 地方自治法第238条の3第1項に規定する者

公有財産に関する事務に従事する職員

(5) 租税公課を滞納している者

2. 入札に付する物件

該当	表 示	地 目	面 積(m ²)
土地	いちき串木野市日出町 235 番	宅地	143.23 m ² (約 43.33 坪)

3. 入札の日時及び場所

日程決定後申込者に連絡します。

4. 入札書記載金額

見積もる金額の総額を記載してください。

【土地代(非課税なので消費税はかかりません。)]

5. 入札保証金

- (1) 入札に参加される方は、入札保証金（136,950 円以上の額）を入札前日までに納付してください。
- (2) 入札の結果、落札されなかった方の入札保証金は「還付請求書」により、指定した金融機関の口座へ振り込む方法により返還します。
- (3) 入札保証金の返還手続きは、振り込みまでに一定期間（3 週間程度）を要しますのでその旨御了承ください。
- (4) 入札保証金を納付した後、何らかの事情により入札に参加しなかった場合、入札保証金は返還しますが、その場合事前に財政課契約管財係に御連絡ください。ただし、入札保証金の返還手続きは入札が終了した後に行います。
- (5) 入札保証金には、利息を付さないこととします。
- (6) 落札者の入札保証金は契約保証金又は売買代金に充当します。
また、落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は返還しません。

6. 落札者の決定

最低売却価格（2,739,000 円）以上で最高の価格をもって入札された方を落札者とします。
ただし、最高価格が同額の場合は、くじ引きで落札者を決定します。

7. 契約の締結等

落札者は、落札後 1 週間以内に契約を締結します。

また、契約締結と同時に、契約保証金として、契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付してください。（入札保証金を差し引いた額）

8. 契約金の納入等

- ① 契約金額は、市が発行する納入通知書により、本契約後 30 日以内に全額（契約保証金を差し引いた額）を納入してください。
- ② 納期限までに契約金額の納入がないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、年 2.5 % の割合で計算した遅延利息を徴収します。
- ③ 納期限までに契約金額を納付しない場合において、市が納付することを不能と認めたときは、契約を解除するものとし、契約保証金は市に帰属しますのでご注意ください。

9. 所有権移転登記等

- ① 所有権が落札者に移転した後、現状のまま引渡します。
（樹木の伐採、ブロックの撤去等は、市では一切行いません。）
- ② 落札者は契約締結後に、売買した物件について隠れた瑕疵があっても、代金の減額や損害賠償を請求したり契約を解除したりすることはできません。
- ③ 落札者が契約金額の全額を納入したのち、所有権移転登記の手続きを行います。
- ④ 契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な費用、契約の締結及び履行に必要な費用は落札者負担とします。

10. 条件

- ① 関係法令に基づく事項
 - ・ 建築基準法、都市計画法、その他関係法令を遵守すること。
- ② まちづくり等に関する事項
 - ・ 環境対策及び景観形成に十分配慮したものであること。
 - ・ 公の秩序又は善良な風俗を乱さないものであること。

③ 電気給排水設備及び進入道路に関する事項

- ・ 電気給排水設備については事業者の負担とすること。
- ・ 給水の取り出し工事については市と協議を行うこと。

11. 用途制限

① 契約者は、購入した土地を次の事業又は事務所等の用に供することはできません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する事業

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体の事務所

② 契約者は、上記①の条件に違反した場合は、市の定める金額を違約金として市に支払わなければならない。

12. 代理入札

代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出してください。

委任状は、住所・氏名等を明瞭に記載し、代理人及び委任者の押印を確認し、入札前に提出してください。

13. 入札執行上の留意事項

① 入札書は、入札執行者の指示に基づき提出すること。

② 入札書は、入札金額、入札年月日、住所、氏名（法人名）を明瞭に記載し、押印の上、封筒に入れ提出すること。

③ 封筒の表に、入札者の住所、氏名を事前に記載しておくこと。

④ 提出した入札書の書換え、引換え及び撤回はすることができない。

⑤ 次に該当する入札は無効とします。

(1) 代理権を有しない者がした入札

(2) 入札者が他の入札者の代理人と兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件（入札金額、入札年月日、住所、氏名（法人名））の判明ができない入札書、入札要件（入札金額を除く）の訂正に押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

14. その他

(1) 郵送による入札は認めません。

(2) 入札当日は必ず印鑑を持参してください。ただし、代理の方に委任される場合は、代理の方の印鑑を持参してください。（入札書に押印した印鑑と同じ印鑑）

(3) 入札開始時間の10分前までには、会場にお集まりください。

遅れた場合、入札に参加できない場合がありますので御注意ください。

(4) 入札を辞退される方は、お手数ですがいちき串木野市役所 財政課契約管財係（Tel 0996-33-5629）まで御連絡ください。

(5) 本実施要領に定めのない事項は、いちき串木野市契約規則その他関係法令等の定めるところによって処理します。

○参 考

1. 印紙税額

契 約 金 額	印紙税額
100 万円を超え 500 万円以下のもの	1 千円
500 万円を超え 1,000 万円以下のもの	5 千円
1,000 万円を超え 5,000 万円以下のもの	1 万円
5,000 万円を超え 1 億円以下のもの	3 万円

2. 登録免許税

土地・・・課税標準額×1,000分の15

※ 上記2の土地の登録免許税率は、令和8年3月31日までの登記に適用される特例税率です。
なお、課税標準額は、通常、市の固定資産税課税台帳に登録された価格が使われます。